

羽咋市創業等応援補助金交付Q & A

2024/5/17更新

No.		Q	A
1	定義	汎用性が高い備品等とはどのようなものですか？	自動車やPC、タブレットなど、事業外の様々な用途に使用できると判断されるもののことです。ただし、次の場合は補助対象経費とすることができます。 ①キッチンカー等の購入費、整備費 ②車両代金のうち事業に必要な改造にかかる費用 ③POSレジや顧客データを管理するために必要なスマートフォン、タブレット購入費用
2	定義	事業を行うにあたり必要となる機材や道具を運ぶための車両の購入は対象となりますか？事業用途以外では使用しない（できない）車両であり、その車両がなければ事業の継続が難しくなるものです。	日本標準産業分類の大分類Hに定める運輸業、郵便業で必要となる車両以外のものについては対象外です。
3	定義	過去に事業を営んでおり、現在廃業している。今回新たに事業を開始する場合は補助金の対象となりますか？	過去の事業について廃業届を税務署に提出しており、その控が確認できた場合は対象となります。必要に応じて所得証明書等の提出をお願いする場合があります。
4	定義	市外で自営業をしている。市内に転入し引き続きその事業を行う場合は補助対象になるのか？	起業として対象となります。
5	定義	過去に雇われ店長やフリーランスでの個人事業主だった場合は、対象となりますか？	対象となります。
6	補助対象者	E Cサイトのみで販売を行う場合は、対象となりますか？	市内に住民票がある方が対象です。 (対象経費例) ECサイトの構築費・広告宣伝費等 (対象外経費例) A1にあるPC、タブレットなど
7	補助対象者	実際は行っていないが登録簿に記載してある事業を開始する場合は、第二創業となりますか？	登録簿は将来的に行う可能性のある事業も記載するもののため、記載されていることで却下するものではありません。ただし、聞き取りや現地調査を行った上で判断する場合がありますので、まずはご相談ください。
8	補助対象者	当該補助金の交付を受けた直後に第二創業や承継をした場合は、補助金の対象となりますか？	当該補助金の交付後3年度間は対象となりません。
9	補助対象者	すでに事業を行っている事業所内の一部で新しい事業を開始した場合、補助金の対象となりますか？	第二創業と認められる場合は対象となります。
10	補助対象者	現在行っている事業の2号店を出す場合、対象になりますか？	市内の事業者が市内に2号店を出す場合は対象外に、市外の事業者が市内に2号店を出す場合は起業に該当します。ご相談ください。
11	補助対象者	特定創業支援事業計画に定める創業支援セミナーとは何ですか？	永続的で安定した経営を支援するために、市、商工会、市内金融機関が連携して実施している全5回の創業支援セミナーです。このセミナーを創業等前または創業等後12カ月以内に全て受講（受講できない講義があった場合は当該講義の補習若しくは中能登町商工会開催の創業支援セミナーで同テーマの講義を受講）してください。
12	補助対象者	自社のPR記事を市の広報に掲載したくありません。	永続的で安定した経営を行っていくために、事業を広く周知することは重要なことと考えております。この機会を効果的に活用してください。
13	補助対象経費	広告宣伝費とはどのようなものですか？	HP作成費用、チラシ・名刺等のデザイン費用及び初回発注費用、インスタグラム等SNS広告掲載費用をいいます。
14	補助対象経費	キッチンカーの購入にかかる費用は対象になりますか？	羽咋市内に住民票がある場合に限り、対象となります。また、車両を購入してキッチンカーに改造する場合は、改造費用のみが対象となります。
15	補助対象経費	国、県、その他団体からの補助金又は助成金とはどのようなものですか？	起業支援金や移住支援金、ISICOの創業等に係る補助金のことです。なお、市の空き家リフォーム事業補助金や耐震補助金は、当該補助金と併用することができます。
16	補助金額等	転入加算について教えてください。	第7条に係る申請日の1年前から、第11条に係る実績報告書提出日までに転入していることが住民票で確認できれば、加算対象となります。

17	補助金額等	「若者及び子育て世帯」について教えてください。	<p>本人及び加算対象となる子どもが、A16の条件を満たす転入者であることに加え、次の①または②のいずれかを満たす場合に加算対象となります。</p> <p>①申請者本人が第7条に係る申請日時時点で45歳未満であること</p> <p>②申請者本人が第7条に係る申請日時時点で45歳以上であっても、15歳未満の子どもがいること</p>
18	事業状況報告	報告書提出までの流れは？	<p>事業年度終了後、様式を記入し、添付書類とともに市商工観光課へ提出してください。提出がない場合は、補助金の返還を求めることがあります。</p>